

横浜市障害者移動支援事業実施要綱

制定 平成18年10月1日 健障福第3343号（局長決裁）

最近改正 令和6年3月21日 健障自第3307号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 障害者移動支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条及び横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年9月横浜市規則第129号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第2条 本事業のサービスを利用可能な者（以下「対象者」という。）は、外出時に支援を要する者のうち、第2条に定める分類ごとに、次の各号のとおりとする。

（1）移動介護の対象者は、以下の要件のいずれかに該当する者とする。ただし、中学生未満の者については、外出時に他の送迎手段や付添いが得られない場合に限る。

ア 身体障害者手帳等級1級又は2級に該当し、3肢以上の機能の障害を有する者（以下「重度肢体不自由障害児・者」という。）。ただし、外出にあたって主に車椅子を使用する者に限る。

イ 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等において、知的障害と判定されたもの又は愛の手帳を有する者（以下「知的障害児・者」という。）。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する者（以下「精神障害児・者」という。）。ただし、知的障害児・者を除く。

エ 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者又は児童（以下「難病患者等」という。）のうち、第1号アに準ずる者。

（2）通学通所支援の対象者は、以下の要件のいずれかに該当する者で、他の送迎手段や付添いが得られない場合とする。ただし、自立通学通所支援型の利用目的の場合に限り、他の付添いが得られる場合の利用を可能とする。

ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号（昭和25年4月6日厚生省令第15号。以下「規則別表」という。）に定める視覚障害の1級又は2級に該当する者（以下「視覚障害児・者」という。）。

イ 重度肢体不自由障害児・者。ただし、外出にあたって主に車椅子を使用する者に限る。

ウ 知的障害児・者

エ 精神障害児・者。ただし、知的障害児・者を除く。

オ 難病患者等のうち、第2号ア又はイに準ずる者

（サービスの種類）

第3条 本事業のサービスの種類は次の各号のとおりとする。

（1）移動介護

ア 個別支援型

規則第4条に定める支給決定を受けて本事業のサービスを利用する者（以下「利用

者」という。) 1人に対して、本事業を行う者(以下「事業者」という。)との雇用契約等に基づきサービス提供にあたる者(以下「サービス提供者」という。)が付き添い等により外出支援を行うもの

イ グループ支援型

安全性が確保できる場合で、同一の出発地から同一の目的地等に移動する複数の利用者に対して、利用者より少ない人数のサービス提供者が同時に付き添い等により外出支援を行うもの。ただし、サービス提供者1名に対して同時にサービス提供できるのは、利用者4人までとする。

(2) 通学通所支援

ア 個別支援型

第1号アと同様

イ グループ支援型

第1号イと同様

ウ 乗降介助型

通学又は通所のため、サービス提供者が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助を行う20分未満の支援(以下「乗降介助」という)。なお、安全性が確保できる場合に限り、車1台につき利用者3人までサービス提供できるものとする。

エ 自立通学通所支援型

通学又は通所を、利用者が単独で行えるようにする訓練的な支援(以下「自立支援加算」という)。サービス提供は、自立支援加算の支給決定を受けた利用者に関し、利用者1人に対してサービス提供者1人で支援を行うものとする。

(サービス内容及び外出の種類)

第4条 本事業のサービスは、次の各号に定める外出に対して、サービス提供者が付き添い等により外出の支援を行うものとする。

- (1) 移動介護の対象となる外出の種類は別表1に定めるものとする。
- (2) 通学通所支援の対象となる外出の種類は別表2に定めるものとする。
- 2 本事業のサービスには、別表3に定める付随する業務を含むものとし、利用者の外出前後の準備等及び外出先で行う活動に対する介助を含めて支援を行うことができる。
- 3 本事業のサービスの対象となる外出及び活動には、以下のものは含まないものとする。
 - (1) 通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出
 - (2) 宗教・政治的活動や特定の利益を目的とする団体活動
 - (3) 事業者や団体が企図する活動中の外出
 - (4) 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
 - (5) サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動
 - (6) サービス提供者に資格・習熟・用具の準備を求める活動
 - (7) サービス提供者が危険を伴う活動
 - (8) 通年かつ長期にわたる外出(通学・通所を除く)
 - (9) その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業を適用することが適当でないと認められる外出及び活動

(支給量及び支給期間の基準)

- 第5条 本事業の支給量の基準は、移動介護と通学通所支援を合計して、1か月あたり30時間とする。ただし、移動介護のうち別表1の①に定める社会生活上必要不可欠な外出及び通学通所支援を合計して1か月あたり30時間を超過する場合、本事業の支給量の基準は、移動介護と通学通所支援を合計して、1か月あたり48時間とする。なお、居住地を所管する区長が必要と認める場合は、基準を超えて決定することができる。
- 2 本事業の支給期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日に1年を加えた日までとする。ただし、支給決定を行った日が月の初日の場合には、その日から1年間とする。

(地域生活支援サービス費)

- 第6条 本事業に通常要する費用として、規則第9条第3項第1号で規定する「市長が定める基準により算定した費用の額」は、別表4から7に定める額とする。
- 2 本事業の利用者負担額として、規則第9条第3項第2号で規定する「市長が定める額」は、前項に定める費用の額の1割とする。ただし、本事業の対象者（障害児の場合はその保護者）が市民税非課税である場合は0円とする。
- 3 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第231号）の規定に基づき、みなし適用の該当が認められた者については、その認められた内容に応じて、寡婦控除、特別寡婦控除又は寡夫控除があるものとみなして、前項の市民税の課税状況を算定するものとする。
- 4 前項の規定に基づく利用者負担額の減額分の支払は、原則として月ごとの償還払とし、必要な事務手続については別に定める。

(事業者に関する基本方針)

- 第7条 事業者は、法人格を有しており、利用者が外出時において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて、移動に係る支援及びそれに付随する業務、並びにその他生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う者でなければならない。

(事業者の人員に関する基準)

- 第8条 サービス提供者は、別表8に定める資格を持つ者とし、事業者はサービス提供者を常勤換算方法で2.5人以上配置するものとする。
- 2 事業者は、本事業を実施する事業所ごとに、別表9のいずれかに該当する者をサービス提供責任者として配置しなければならない。ただし、他の法令等の定めによるほか、サービス提供責任者の業務上支障がない場合は、当該登録事業所の他の職務に従事させること、又は同一敷地内にある他の事務所、施設などの職務に従事させることができるものとする。
- 3 事業者は、事業所ごとにもっぱら移動支援事業の職務に従事する常勤の管理者を配置しなければならない。ただし、他の法令等の定めによるほか、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該登録事業所の他の職務に従事させること、又は他の事務所、施設などの職務に従事させることができるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、事業者の人員に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める居宅介護事業の基準（以下、「居宅介護事業の基準」という。）を準用するものとする。

（事業者の設備、運営）

第9条 事業者の設備及び運営に関する基準は、居宅介護事業の基準を準用するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（横浜市障害者ガイドヘルプ事業実施要綱の廃止）

2 横浜市障害者ガイドヘルプ事業実施要綱（平成12年4月1日制定福障福第877号）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

（経過措置）

3 平成18年10月1日前に、横浜市障害者ガイドヘルプ事業実施要綱に基づいてガイドヘルプを利用していた者は、平成18年10月1日からの支給期間については、この要綱第5条第2項に掲げる規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱第3条の規定に関わらず、平成25年3月31日までの間については、同行援護対象者で第3条第1号のアに該当するものは第2条第1号のアを、また、同行援護対象者で第3条第2号に該当するものは第2条第2号を利用できるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年4月1日より前に、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づいて日常必要外出を利用していた者は、この要綱の規定に関わらず、平成25年9月30日より前に支給期間が終了する場合については平成25年9月30日まで、平成25年10月1日から平成26年3月31日までに支給期間が終了する場合についてはその期間終了日まで、引き続き日常必要外出を利用できるものとする。ただし、その場合における事業費は、別表4に定める

移動介護（個別支援型）と同額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 移動介護の対象となる外出の種類

項目		内容
移動介護	① 社会生活上必要不可欠な外出	ア 家族の入学式、卒業式、保護者面談、運動会等学校行事、PTA活動（保育所、幼稚園、学校）
		イ 家計の維持、財産の保全に係る手続・相談（金融機関）
		ウ 日常生活上必要な買物（商店、スーパー）
		エ 理容、美容（理容院、美容院）
		オ 住居の取得・賃貸・維持管理・補修に係る契約・相談（不動産店、工務店）
		カ 冠婚葬祭（本人・親族・友人のためのもの）
		キ 就職・就学のための活動
	ク その他前各号に準ずる外出	
②その他、余暇等の外出	① 以外の外出	

注

車による支援を行う場合については、実施する事業者が道路運送法による所定の許可又は登録を受けている場合に限る。

別表2 通学通所支援の対象となる外出の種類

項目		内容
通学通所支援	①通学	ア 特別支援学校への通学（登校・下校）
		イ その他前号に準ずる外出
	②通所	ア 日中活動系サービス事業所への通所（生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域活動支援センター（デイ型・地域作業所型・活動センター型））
		イ 放課後等デイサービス事業所への通所（児童）
		ウ 日中一時支援事業所への通所
		エ その他前各号に準ずる外出

注

車による支援を行う場合については、実施する事業者が道路運送法による所定の許可又は登録を受けている場合に限る。

別表3 付随する業務

項目	内容
①情報の伝達	ア 身体障害児・者（難病患者等を含む）には、メモ・聞き取り・伝言・代筆等を行う。
	イ 知的障害児・者及び精神障害児・者には、行き先の指示・案内等を行う。
	ウ その他必要に応じて情報伝達行為を行う。
②代行行為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する事実行為を本人の指示とおりに代行する。ただし、その際には、第三者のいるところで本人の確認を受けて行うこととする。
	イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
③身体介助	食事・着脱衣・排泄等の身体介助を必要な場合に行う。

別表4 移動介護（個別支援型）単価表

	単位単価	10円
サービス提供の算定時間	単位数	
30分	258	
1時間	413	
1時間30分	567	
2時間	653	
2時間30分	739	
3時間	826	
3時間30分	911	
4時間	997	
4時間30分	1,083	
5時間	1,168	
5時間30分	1,255	
6時間	1,341	
6時間30分	1,426	
7時間	1,512	
7時間30分	1,598	
8時間	1,685	
8時間30分	1,770	
9時間	1,856	
9時間30分	1,942	
10時間	2,027	
10時間30分	2,114	
11時間	2,200	
11時間30分	2,285	
12時間	2,371	

	単位単価	10円
サービス提供の算定時間	単位数	
12時間30分	2,457	
13時間	2,544	
13時間30分	2,629	
14時間	2,715	
14時間30分	2,801	
15時間	2,886	
15時間30分	2,973	
16時間	3,059	
16時間30分	3,144	
17時間	3,230	
17時間30分	3,316	
18時間	3,403	
18時間30分	3,488	
19時間	3,574	
19時間30分	3,660	
20時間	3,745	
20時間30分	3,832	
21時間	3,918	
21時間30分	4,003	
22時間	4,089	
22時間30分	4,175	
23時間	4,262	
23時間30分	4,347	
24時間	4,433	
早朝夜間加算（30分単位） 6～8時・18～22時	23	
深夜加算（30分単位） 22～翌6時	46	
喀痰吸引等実施加算 （加算は一日あたり）	115	

注

- 1 サービスは30分単位で算定する。
- 2 サービス提供時間帯が6時から8時又は18時から22時の間のいずれかの時間の場合は、早朝夜間加算を30分ごとに加算する。
- 3 サービス提供時間帯が22時から翌6時のいずれかの時間の場合は、深夜加算を30分ごとに加算する。
- 4 サービス提供者がサービス中にたんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を実施した場合は、喀痰吸引等実施加算を1日につき1回加算する。

別表5 移動介護（グループ支援型）単価表

サービス提供の算定時間	単価基準値別 単位数			
	グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ
	1.01～1.5	1.51～2.0	2.01～3.0	3.01～4.0
30分	182	142	117	103
1時間	289	227	186	165
1時間30分	398	314	256	227
2時間	458	361	295	261
2時間30分	518	407	333	296
3時間	578	454	372	330
3時間30分	638	502	411	365
4時間	698	549	449	399
4時間30分	759	596	488	434
5時間	818	643	526	468
5時間30分	879	691	565	502
6時間	938	738	604	536
6時間30分	999	785	643	571
7時間	1,059	832	680	605
7時間30分	1,119	880	720	640
8時間	1,179	927	759	674
8時間30分	1,239	974	797	709
9時間	1,299	1,021	835	743
9時間30分	1,360	1,069	875	776
10時間	1,419	1,116	913	811
10時間30分	1,480	1,163	952	845
11時間	1,539	1,210	990	880
11時間30分	1,601	1,258	1,029	914
12時間	1,661	1,305	1,068	949
12時間30分	1,721	1,352	1,107	983
13時間	1,781	1,399	1,144	1,018
13時間30分	1,841	1,447	1,184	1,052
14時間	1,901	1,494	1,223	1,086
14時間30分	1,961	1,541	1,261	1,120
15時間	2,021	1,587	1,299	1,155
15時間30分	2,082	1,635	1,339	1,189
16時間	2,141	1,682	1,377	1,224
16時間30分	2,202	1,729	1,416	1,258
17時間	2,261	1,777	1,454	1,293
17時間30分	2,322	1,825	1,492	1,327
18時間	2,382	1,872	1,532	1,361
18時間30分	2,442	1,919	1,571	1,395
19時間	2,502	1,966	1,608	1,430
19時間30分	2,562	2,014	1,647	1,464
20時間	2,622	2,061	1,687	1,499
20時間30分	2,683	2,108	1,725	1,533
21時間	2,742	2,155	1,763	1,568
21時間30分	2,803	2,203	1,802	1,602
22時間	2,862	2,250	1,841	1,635
22時間30分	2,923	2,297	1,880	1,670
23時間	2,982	2,344	1,918	1,704
23時間30分	3,043	2,392	1,956	1,739
24時間	3,103	2,439	1,996	1,773
早朝夜間加算（30分単位） 6～8時・18～22時	18	16	13	11
深夜加算（30分単位） 22～翌6時	34	30	26	23
喀痰吸引等実施加算 （加算は一日あたり）	115	115	115	115

注

- 1 サービスは30分単位で算定する。
- 2 単価基準値は、対象者数をサービス提供者数で除し、小数点第3位以下を四捨五入して算出するものとする。
- 3 サービス提供時間帯が6時から8時又は18時から22時の間のいずれかの時間の場合は、早朝夜間加算を30分ごとに加算する。
- 4 サービス提供時間帯が22時から翌6時のいずれかの時間の場合は、深夜加算を30分ごとに加算する。
- 5 サービス提供者がサービス中にたんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を実施した場合は、喀痰吸引等実施加算を1日につき1回加算する。

別表6 通学通所支援（個別支援型・乗降介助・自立支援加算）単価表

単位単価	10円
サービス提供の算定時間	単位数
30分	258
1時間	413
1時間30分	567
2時間	653
乗降介助	115
自立支援加算（30分単位）	57
喀痰吸引等実施加算 （加算は一日あたり）	115

注

- 1 サービスは30分単位で算定する。
- 2 自立支援加算は、通常の通学通所支援（個別支援型）の単価に所定単価を30分ごとに加算する。
- 3 サービス提供者がサービス中にたんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を実施した場合は、喀痰吸引等実施加算を1日につき1回加算する。

別表7 通学通所支援（グループ支援型）単価表

サービス提供の算定時間	単価基準値別 単位数			
	グループⅠ	グループⅡ	グループⅢ	グループⅣ
	1.01～1.5	1.51～2.0	2.01～3.0	3.01～4.0
30分	182	142	117	103
1時間	289	227	186	165
1時間30分	398	314	256	227
2時間	458	361	295	261
喀痰吸引等実施加算 （加算は一日あたり）	115	115	115	115

注

- 1 サービスは30分単位で算定する。
- 2 単価基準値は、対象者数をサービス提供者数で除し、小数点第3位以下を四捨五入して算出するものとする。
- 3 サービス提供者がサービス中にたんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）を実施した場合は、喀痰吸引等実施加算を1日につき1回加算する。

別表8 サービス提供者資格一覧

種類	従業者資格
①視覚障害児・者通学通所支援	ア 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
	イ 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
	ウ 同行援護従業者養成研修修了者
②重度肢体不自由障害児・者移動介護及び通学通所支援	ア 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
	イ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者
	ウ 日常生活支援従業者養成研修課程修了者
	エ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
	オ 介護福祉士
	カ 介護福祉士実務者研修修了者
	キ 介護職員基礎研修修了者
	ク 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
③知的障害児・者移動介護及び通学通所支援	ア 知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
	イ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
	ウ 行動援護従業者養成研修課程修了者
	エ 介護福祉士
	オ 介護福祉士実務者研修修了者
	カ 介護職員基礎研修修了者
	キ 介護職員初任者研修修了者
	ク 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
	ケ 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
	コ 居宅介護職員初任者研修修了者
	サ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）
④精神障害児・者移動介護及び通学通所支援	ア 精神障害者移動支援従業者養成研修課程修了者
	イ 行動援護従業者養成研修課程修了者
	ウ 介護福祉士
	エ 介護福祉士実務者研修修了者
	オ 介護職員基礎研修修了者
	カ 介護職員初任者研修修了者
	キ 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
	ク 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
	ケ 居宅介護職員初任者研修修了者
コ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）	

注

- 1 移動支援従業者養成研修課程修了者とは、都道府県知事が定める基準を満たす研修課程の修了者とする。
- 2 通学通所支援自立支援加算の算定を行う場合、サービス提供者資格は、利用者の障害種別に応じた①から④の資格のいずれかに加え、知的障害児・者又は精神障害児・者に対する直接処遇について、1年以上かつ180日以上の実務経験を有する場合に限る。
- 3 難病患者等のうち、視覚障害児・者に準ずる者に対するサービス提供者資格は①、重度肢体不自由児・者に準ずる者に対するサービス提供者資格は②とする。
- 4 喀痰吸引等実施加算の算定を行う場合、喀痰吸引等を実施するサービス提供者資格は、利用者の障害種別に応じた①から④の資格のいずれかに加え、「認定特定行為業務従事者」としての認定を有している場合に限る。

別表9 サービス提供責任者資格一覧

従業者資格	必要な実務経験
①介護福祉士	
②介護福祉士実務者研修修了者	
③介護職員基礎研修修了者	
④居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	
⑤移動支援事業従業者養成研修課程修了者 (外出介護及び移動介護従業者養成研修課程修了者を含む)	3年以上の介護業務従事
⑥行動援護従業者養成研修修了者	3年以上の介護業務従事
⑦強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者	3年以上の介護業務従事
⑧4年以上の移動支援事業従事経験を有する者	4年以上の移動支援事業従事
⑨平成18年9月末までにサービス提供責任者として従事していた者	

注

- 1 移動支援従業者養成研修課程修了者とは、都道府県知事が定める基準を満たす研修課程の修了者とする。
- 2 自立支援加算の算定を行う場合、第8条2の規定に関わらず、サービス提供責任者は別表8の注2に定める者10人につき1人を置くものとし、その資格は、①から⑨の資格のいずれかに加え、知的障害児・者又は精神障害児・者に対する直接処遇について、3年以上かつ540日以上の実務経験を有する場合に限る。